| | |
|---|---|
| | かしま　あきひろ |
| 氏　　名 | 加　嶋　章　博 |
| 学位(専攻分野) | 博　　士（学術） |
| 学位記番号 | 博甲第２９４号 |
| 学位授与の日付 | 平成15年3月25日 |
| 学位授与の要件 | 学位規程第３条第３項該当 |
| 研究科・専攻 | 工芸科学研究科　機能科学専攻 |
| 学位論文題目 | スペイン植民都市計画法に関する研究 |
| | (主査) |
| 審査委員 | 教　授　古山正雄 |
| | 教　授　石田潤一郎 |
| | 教　授　岸　和郎 |

## 論文内容の要旨

本論は、１６、１７世紀のスペイン植民地における都市計画法の内容から、スペイン国家が植民地に描いた都市計画理念を読み取り、それがどのような経緯の上に策定されたのか、さらには、植民地時代を通じて都市計画理念がどのように継承されていったのかを明らかにすることを目的としている。

具体的にはまず、スペイン国家が植民初期から打ち立てていった都市計画に関する様々なインディアス法（スペイン植民地法）を経時的に示し、植民地の都市計画規範がどのように具体性を帯びていくのかを考察している。その中で１５７３年に公布された「探索、新入植および平定に関する法典」（以下、フェリーペ２世法と呼ぶ）に着目しているが、ここでまずこのフェリーペ２世法の全文を邦訳し、特に都市計画に関する規範に作図や注解を与えながらその詳細を検証する作業を行った。これはわが国でのスペイン法制史ならびにスペイン都市計画史研究における一つの根幹をなす部分を構築するものである。

フェリーペ２世法に関する既往研究では、同法に示された都市計画理念が植民都市建設をどのように導くことになったのかを考察した様々な研究が見られるのに対し、本論では、都市空間の計画理念の形成と継承に着目しながら議論を進めていくものである。まず、検証したフェリーペ２世法の規範内容が、同法公布以前の都市計画事例とどのような関連があるのかを比較考察する。比較においては、植民都市建設からの影響のみの考察に偏らないよう、植民初期の都市建設事例だけではなく本国の事例もとりあげる。一つは、イスラム教徒社会に対する再征服（レコンキスタ）を強く意識し、キリスト教徒の軍事拠点都市として建設されたグラナダのサンタ・フェ市（スペイン）の事例である。もう一つは１６世紀初頭、植民初期の拠点都市として建設されたサント・ドミンゴ市（現ドミニカ共和国）である。

次に、植民統治期を通じてこうした国家の都市計画理念がどのように維持されたのかを検討することが本論でのもう一つの目的である。具体的には、都市建設期が一応過ぎ去った時期に公布された法典との比較からフェリーペ２世法を捉えなおす。その法典とは、１６８０年にカルロス２世が公布した「インディアス法集成」（以下、カルロス２世法と呼ぶ）である。これは植民地に存在するあらゆる法律を取捨選択し再編纂したものであり、以後、植民地時代終局まで改定されることがなかったことからも、植民地の代表的法典として位置づけられる。これら両法典におけ

る都市計画法の内容を具体的に比較することで、スペインが植民地時代を通じてどのような都市計画法を掲げ、そしてフェリーペ２世法にまとめられた都市計画理念はどのように継承されたのかを考察する。

考察の結果を整理すると、まずフェリーペ２世法に盛り込まれた都市計画規範は、都市建設地の選定から着工にいたるまで、参照すべき広範囲な規範を謳ったものと言える。都市計画の具体的な策定方法としては、特に都市核の空間構成に関する規範に重点が置かれ、都市計画の起点として位置づけられているマヨール広場（中央広場）とその周辺の計画を都市全体のレイアウトの策定に対する根幹部分として誘導する規範であったことが示された。言い換えると、マヨール広場と周辺道路の配列を確定することにより都市全体のパターンが割り出される考えが読み取れ、明らかに、中心の構成をまず確定し周囲に向かって普遍化していくという都市計画手法が窺える。また、そうした都市計画規範が確立する以前、１４９１年に建設されたサンタ・フェ市の都市空間構造には、１５７３年公布のフェリーペ２世法で要請された都市空間構成が既に顕現していることが確認され、さらに、１６世紀初頭の植民都市サント・ドミンゴ市の都市空間構成についても同様の指摘が認められた。法とその公布以前の建設事例とのこうした共通性は、フェリーペ２世法の都市計画規範の策定に、同法確立以前の都市計画の考え方が強く影響を及ぼしていることを示唆する。言い換えるとそれは、都市計画理念確立以前の植民都市ならびに本国での新都市建設における都市計画の経緯とフェリーペ２世法の連続性を物語るものである。また、１６８０年公布のカルロス２世法の都市計画規範については、１５７３年公布のフェリーペ２世法の８０％以上を範として策定されていることが認められ、フェリーペ２世法に表象された国家の都市計画理念は、植民統治時代を通じて、極めて忠実に継承されていったことが窺える。

最後に、スペイン本国の都市形成における、植民都市計画法に共通した空間構成の顕現に着目している。例えば、１６世紀末期以降にバジャドリーやマドリッドのマヨール広場に見られるような全国的に定着していった都市広場の典型、あるいは、１９世紀半ば以降の主要都市の拡張計画に見られる近代都市計画案の均質性といった点である。こうした空間構成の性質には、フェリーペ２世法に示された都市核としてのマヨール広場の計画規範や中南米のスペイン植民都市建設に具現化された都市空間構成に非常に共通した点が認められる。したがって、このような近世以降のスペイン都市形成に見られる空間構成概念は、本国の都市計画史の中でのみ着目されるべきものではなく、植民政策や植民地の理想都市計画の理念策定との関連の中で捉えなおす視点が本考察から強く示唆されたと言える。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、１６、１７世紀のスペイン植民地における都市計画法を丹念に読み取ることによって、法の文言から導かれる都市空間のモデルを、作図や注釈を与えながら非常に明確に示している。また、１５７３年に公布されたフェリーペ２世法に読み取れた都市空間の計画概念が、法の公布より約８０年前の植民地および本国における都市計画の事例に既に顕現していることを比較分析から読み取っており、それらが後の植民都市計画の理念形成に強い影響を及ぼしていることを浮き彫りにした。さらに、スペイン植民地に描かれた都市計画理念が以後の植民地法の中で忠実に継承されていったことを植民地法の比較によって示し、植民地の都市計画理念が強い連続性

を保つものであったことを示した。また、特にフェリーペ２世法の全文を翻訳した作業は本研究の根幹をなすものとして不可欠であるが、今後、スペイン植民都市計画研究が展開される上でも非常に重要な参考資料を残したと言える。

本論文作成の基礎となった審査付き論文は、「スペイン植民地における１５７３年法に示された都市計画規範に関する考察」（『都市計画論文集』日本都市計画学会、no.３５、２０００年、pp.５５－６０.）、「スペイン植民都市計画法におけるフェリーペ２世法とカルロス２世法の継続性に関する考察」（『日本建築学会計画系論文集』日本建築学会、no.５５４、２００２年、pp.３２９－３３５.）の２編である。同じく参考論文は、日本建築学会大会学術講演梗概集２編、日本建築学会近畿支部研究報告集２編、国際都市計画史学会論文集１編である。